

～今、わたしたちにできること～

新型インフルエンザ

〔対策マニュアル〕



資生堂コンプライアンス委員会
新型インフルエンザ対策事務局

目次

I	新型インフルエンザの基礎情報	3
I-①	通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違い	
I-②	過去に流行した新型インフルエンザ	
I-③	感染経路	
I-④	新型インフルエンザの症状	
II	各家庭における新型インフルエンザの予防	7
II-①	人との距離の保持	
II-②	手指衛生のしかた	
II-③	咳エチケットの実践	
II-④	効果的なうがいのしかた	
II-⑤	感染予防に必要な保護具と衛生用品	
II-⑥	通常のインフルエンザワクチンの接種	
III	発症時の対応	12
III-①	発症時の行動	
IV	職場における新型インフルエンザの予防	14
IV-①	事業所への立ち入りの制限	
IV-②	人との距離の保持	
IV-③	咳エチケットの徹底	
IV-④	職場の清掃・消毒	
V	事業所内で新型インフルエンザの 疑いのある患者が発生した場合の対応	18
V-①	発症者を確認後の行動マニュアル	
	参考資料一覧	20

はじめに

**新型インフルエンザの感染被害の拡大を防ぎ
家族を、社員を、そしてあなた自身を守るのは
私たち一人ひとりの心構えと行動にかかっています。**

このマニュアルは、各家庭と職場における
新型インフルエンザの対策を促進するため、
感染予防策をまとめたものです。

新型インフルエンザは、免疫を持つ人がいないことから
一度流行するとパンデミック（世界的大流行）を
引き起こす可能性をもったウイルスです。

感染が拡大すると学校の閉鎖や外出の制限、
企業の崩壊、ライフラインの麻痺など、
社会への深刻な影響が予想されています。

いつ起こるかわからないこのような危機にそなえるためにも、
新型インフルエンザの対策について各家庭、
または事業ごとに話し合い、準備することが大切です。

すべての資生堂の社員が安心して生活していくためにも、
万全な対策をお願いします。

I

新型インフルエンザの 基礎情報

新型インフルエンザとは、動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと感染して起こる疾患のことを言います。新型インフルエンザウイルスは、人間界にとって未知のウイルスであることから免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して広がり、瞬く間に世界的大流行（パンデミック）を引き起こす可能性があります。この章では、これまでのインフルエンザとの違いを比較しながら、感染経路、主な症状といった基礎情報を紹介します。

I-③ 感染経路

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染と考えられていますが、現段階では新型インフルエンザが発生していないため、感染経路を特定することはできません。

●飛沫感染

飛沫とは、咳やくしゃみにより口や鼻から飛び出す水滴のことを言います。感染した人が咳やくしゃみによって排泄する、ウイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が浮遊し、これを他の人が鼻や口から吸い込み、粘膜に接触する

●接触感染

接触感染とは、ウイルスと粘膜などとの直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触によって感染する経路です。患者の咳やくしゃみ、鼻水などに含

●空気感染（参考説明）

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに5ミクロン以下の小さな粒子である飛沫核となって空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路です。飛沫核は空気中に長時間浮遊する

ん。推測として飛沫感染と接触感染が主な感染経路になるのではと考えられています。空気感染については、医療現場などの極めて限定した場でのみ起こりうると推測されます。

ことで感染する経路です。飛沫自体はウイルス自体が小さいため遠くへ飛ぶことはありません（1～2メートル以内しか到達しない）が、ある程度の重さのある飛沫に含まれて外に出る可能性があります。

まれたウイルスが付着した手で机やドアノブなどに触れた後に、その部分を別の人が触れ、その手で自分の目や口、鼻を触ることによって感染します。

ため、特殊な換気システムやフィルターを取り付ける必要があります。但し現時点では新型インフルエンザの感染経路として空気感染を想定した対策を事業所が講ずる必要はないと考えます。

I-① 通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違い

通常のインフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、かぜよりも比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特長です。一方の新型インフルエンザは、症状は未確定ですが、免疫を持っている人はいないことから、通常のイン

フルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、日本はもとより世界中に広がる可能性が予想されます。感染と同時に多くの割合で肺炎などの合併症を引き起こす可能性があることから、死亡率も通常のインフルエンザよりも高くなると言われています。

項目	通常のインフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	頭痛、関節痛、全身倦怠感 38℃以上の発熱 咳、くしゃみなどの呼吸器症状	未確定(発生後に確定)
潜伏期間	2～5日	未確定(発生後に確定)
人から人への 感染性	あり(かぜより強い)	強い
発生状況	流行性	大流行性(パンデミック)
死亡率	0.1%以下	未確定(発生後に確定) ※アジア・インフルエンザ: 0.5% スペイン・インフルエンザ: 2%

I-② 過去に流行した新型インフルエンザ

過去に流行した新型インフルエンザのひとつに、1918年、世界的に大流行したスペイン・インフルエンザがあります。世界で人口の25～30%が感染し、約400万人が死亡したと推計されています。世界中に流行するまでにわずか6～9カ月の期間と伝えられていますが、現代社会に置き換えると、人口の増加や都市への人口集中、航空機など交通機関の発

達などから、世界中のどこで発生しても、より短期間でまん延すると予想されます。また新型インフルエンザには流行の波があり、ひとつの波が2カ月程度続き、一度は流行が終了するものの、また再び流行の波が襲ってきます。スペイン・インフルエンザの場合は3度の波があり、約1年間続きました。気が抜けないのもこのウイルスの特長です。

I-④ 新型インフルエンザの症状

新型インフルエンザの症状はまだ未確定ですが、初期の症状は38度以上の高熱が突然出て、咳、全身倦怠感など、通常のインフルエンザとほぼ同様と考えられます。しかし現在流行している鳥インフルエンザから新型インフルエンザが発生する場合、下痢、嘔吐、腹痛、

胸痛、鼻出血、歯肉出血などが現れる可能性があります。世界的大流行（パンデミック）が発生した時点で、世界保健機関（WHO）から新型インフルエンザの症状の特長が発表されるので注意しましょう。

■新型インフルエンザの警戒フェーズ

区分	定義	WHOフェーズ※	対策
事前準備段階 予兆段階 (未発生期)	人から新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、人へ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出	1	世界、国家、都道府県、市区町村のそれぞれで、パンデミック対策を強化する
	人から新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物から人へ感染するリスクが高いウイルスが検出	2	人への感染拡大のリスクを減少させ、仮に人感染が起きたとしたら、迅速な検知、報告が行われる体制を整備する
	人への新しい亜型のインフルエンザ感染が認知されているが、人から人への感染は基本的でない	3	新型ウイルスを迅速に検査診断し、報告し、次の患者発生に備える
初期警戒段階 (海外発生期)	人から人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている	4	隔離をはじめとした物理的な封じ込め対策を積極的に導入し、ワクチンの開発と接種などを事前に計画し、準備した感染症対策の実施に必要な時間的猶予を確保するために、最大限努める
警戒段階 (国内発生早期)			
厳戒段階 (*感染拡大期) (*まん延期)	人から人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きくな、より大きな集団発生がみられる	5	パンデミックの影響を最小限にとどめるためのあらゆる対策をとる
	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している	6	
終息期警戒段階 (*回復期・小康期)	パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する		

※WHOフェーズ：WHOが規定している新型インフルエンザ流行の経過を6段階に分けたもの
*都道府県の判断にて「感染拡大期」「まん延期」「回復期」に小分類

Ⅱ

各家庭における 新型インフルエンザの予防

新型インフルエンザの予防は、通常のインフルエンザと同様に、主に感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫により放出されたウイルスの吸入または接触を防ぐことが重要です。この章では、各家庭における新型インフルエンザの予防として、予防に必要な保護具から、手指衛生やうがいなどといった予防方法に至るまでを紹介します。各家庭ではもちろん、職場における予防策としても重要ですので、真剣に取り組んでください。

Ⅱ - ① 人との距離の保持

感染の可能性がある人と2メートル以内に近づかないことが基本です。また不要不急な外

出を避け、不特定多数の人が集まる場所には極力行かないように注意してください。

Ⅱ - ② 手指衛生のしかた

外出からの帰宅後、不特定多数の人が触るような場所を触れた後などは、必ず手洗いをし

てください。手のひら、手の甲、指先、指の間、そして手首も忘れずに洗いましょう。

●手指衛生の手順



手を適度に濡らし、石鹸をつけます。その際に固形石鹸は表面に雑菌がつきやすいので、できるだけ液体石鹸を選んでください。



手のひらをあわせ、力強くよくこすります。



手の甲を伸ばすように、左右ともよくこすります。



指先、つめの間は渦を描くようにしっかりこすります。



指の間も十分に洗います。



親指は手のひらでねじるように洗います。



手首も忘れずに洗います。



洗った後は水でよく洗い流し、ペーパータオルなどで十分に拭き取り、乾燥させます。

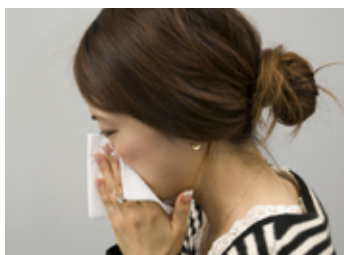


速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80％程度含まれている消毒剤）は、すぐに乾くことからタオルや水も必要とせず便利です。

Ⅱ - ③ 咳エチケットの実践

かぜなどで咳やくしゃみがでる前に、他人にうつさないためのエチケットです。感染者がウイルスを含んだ飛沫をばらまいて、周囲の

人に感染させないように咳エチケットを徹底してください。



咳・くしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他人から顔をそむけ、可能な限り1～2メートル以上離れてください。



ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）でおさえ、飛沫しないように注意してください。

Ⅱ - ④ 効果的なうがいのしかた

外出からの帰宅後は必ずうがいをしてください。に洗い流してください。
水または食塩水で口の中、のどの奥などを丁寧

Ⅱ - ⑤ 感染予防に必要な保護具と衛生用品

感染対策に使用する代表的な保護具にマスク、ゴーグル、手袋があります。保護具は正しく使

用しなければ効果は十分に得られませんので注意してください。

1 マスク

症状のある人がマスクを着用することによって、咳、くしゃみによる飛沫の拡散を防ぐとともに、感染の拡大を防止します。マスクをすることによって、健常者がウイルスの吸い込みを完全に防ぐという明確な科学的根拠がな

いため、マスクをつけることによる防御を過信せず、お互いの距離をとるなど、他の感染予防策を重視してください。マスクは原則的に使い捨てとし、捨てる場所や捨て方にも配慮し、他の人が触れないよう注意してください。

● 高機能防護系抗体マスクと着用方法



ノーズピースを上にして、マスクを顔に当て、下側のしめひもを首の後に回してください。



上側のしめひもを後頭部上方に回した後、顔にフィットするよう調整します。

● ウイルスカットマスクと着用方法



耳かけ部分を片方ずつ軽く引っぱりながら耳にかけます。



両耳にかけたら顔にフィットするよう調整します。

2 ゴーグル、フェイスシールド

ゴーグルやフェイスシールドは、目の結膜からの感染を防ぐために効果的です。直接的な感染だけではなく、不用意に目を触ることを防ぐことで、感染の予防にもつながります。着

用については感染のリスクが高い状況で必要となることから、各家庭内、または社内で実際に使用することは少ないと考えます。

● ゴーグルと使用方法



しめひもを後頭部上方に回した後、顔にフィットするよう調整します。

3 手袋

ウイルスの感染は手から直接感染するのではなく、手についたウイルスが口や鼻に触れることで感染します。その際に手のよごれを防ぐために手袋を使用します。そのため手袋を着用したまま口や鼻を触っては効果がありま

せんで注意してください。手袋を着脱した後は、直ちに流水や消毒用アルコール製剤で手を洗ってください。原則的にゴム製の使い捨てのものを使用してください。

Ⅱ - ⑥ 通常のインフルエンザワクチンの接種

新型インフルエンザが流行する際には、通常のインフルエンザも同様に流行することが予想されます。その場合両者の症状が似る可能性が高いため、医療機関でも新型か通常かいずれのインフルエンザに感染したのか、判断がつきにくくなることが予想されます。ウイルスの型が合わなければ効果は保証されません

が、ワクチンの接種により、重症化のリスクを減らすことにつながり、また通常のインフルエンザによる外来患者を減らすことで、パンデミックになった場合の医療機関の混雑が緩和されることから、予防接種は重要と考えられています。接種に関しては副作用のリスクも十分に理解した上で行ってください。

Ⅲ

発症時の対応

新型インフルエンザに感染すると、急速に症状が悪化し、高い確率で肺炎や多臓器不全を起こし、最悪の場合は死に至る場合も想定されます。疑わしい症状が現れた場合には、保健所（発熱相談センター）に連絡し、その指示に従って都道府県などが指定する医療機関（発熱外来など）を受診してください。都道府県や市町村、保健所から情報が提供されますので、随時チェックしてください。この章では、感染が疑わしい、または実際に発症したときの対応方法を紹介します。また、会社への報告として「安否確認システム」を活用しますが、その具体的な使用方法も併せて紹介します。

Ⅲ - ① 発症時の行動

本人または家族が発症

家庭内での行動

- 人にうつさないためのマナーの実践
新型インフルエンザのまん延期には、軽症者は自宅で療養する可能性があります。

※保健所より家庭内での療養を指示された場合に参考ください。

●療養場所

- ①自室に閉じこもり、症状が緩和するまで療養する。

※家族が発症した際には、原則として隔離する。

- ②顔を覆って飛沫を周囲に撒き散らさないようにする。



●注意点

- ①咳やくしゃみをするときはティッシュなどで口と鼻を押さえる。
- ②使用済みのティッシュなどは、ふた付きのゴミ箱に捨てる。
- ③不要不急の外出はしない。どうしても出かける場合は十分に手洗いをした後にマスクを着用する。
- ④外出時に使用したマスクやティッシュペーパーはポリ袋など密閉できるものに入れ、自宅に持ち帰る。
- ⑤自分以外が食べる料理の調理には携わらない。

外部への連絡

- 医療機関に連絡し、医師の指示に従う
- 会社へは「安否確認システム」で連絡

【安否確認システムについて】

社員の安否をいち早く知り、迅速に指示伝達を行うシステムです。報告は以下の要領で行ってください。

- ①webブラウザで「e-革新」を検索するか、下記のURLを入力してホームページにアクセスします。

<http://www.e-kakushin.com/login>

- ②ログインに必要な情報を入力します。

1) 企業コード：1872（創元年）

2) ユーザーID：従業員番号

従業員番号が「A」から始まる人は「A」を「99」に置き換えてください。

3) パスワード：（初期のパスワードは1872）

※画面の指示に従って任意パスワードの変更後、連絡先、居住地、勤務先を入力。初期パスワードから任意パスワードへの変更を行わないと登録が完了しません。

4) セコム安否確認サービスを開き、必要事項を入力し、報告してください。

IV

職場における 新型インフルエンザの予防

社内における新型インフルエンザの対策については、産業医を加えた「新型インフルエンザ対策事務局」を中心に行動計画を立案しています。「新型インフルエンザ対策事務局」では、普段から厚生労働省や外務省、または世界保健機関（WHO）などから、新型インフルエンザについての正確な情報を収集することに努め、社員や来社されるお客さまを感染から守ることを一番の目標に掲げます。各事業所の対策本部要員は、内容を十分に理解いただき、万全の注意を払ってください。

IV-① 事業所への立ち入りの制限

新型インフルエンザに感染の疑いがある人の入館を防ぐために、事業所への立ち入りを制限します。入口と出口を分け、それぞれ1カ所とし、来訪者同士が接近しないように一方通行にするとともに、来訪者の立ち入りはロビーのみとするなどの対策が必要です。また

ロビーに入る来訪者の人数を制限するために、来訪者の時間帯をずらすなど、可能な限りロビーの人口密度を低くすることを心がけてください。以下に具体的な予防策をまとめましたので必ず実行してください。

1 すべての来訪者に対し、入口で検温する

発熱などの症状のある人の入館を防ぐために、入口で「サーモフォーカス（額に赤外線をあて計測する検温機器）」を用いての検温を実

施してください。38℃以上の方の入館はお断りしてください。

●サーモフォーカスの使用方法

来訪者の額めがけて赤外線を放ちます。約3秒で検温できます。但し至近距離（約1メートル以内）からではないと赤外線は届きませんの

で注意してください。また検温を実施する人は、マスク、ゴーグル、手袋などの保護用具を着用してください。



ホームボタンを押し「READY」の状態にします。



フェースボタンを押しながら額に向け、ボタンを離します。



約3秒後に測定結果が表示されます。

2 手指の消毒を義務づける

入口に速乾性消毒用アルコールを設置し、すべての来訪者に対して手指の消毒を義務づけてください。

3 来訪者の氏名・住所を把握する

来訪者に対して、入館時に①入館時間②立ち入り場所③氏名④連絡先（住所）などの記入を義務づけてください。海外からの来訪者に

ついては、上述の情報に加え、直前の滞在国、旅券も記入してもらってください。

IV - ② 人との距離の保持

最も重要な感染予防策は、人との距離を保持することによる咳、くしゃみによる飛沫感染を予防することです。新型インフルエンザに感

染の疑いのある人とは、2メートル以上距離をおいてください。どうしても事業を継続する場合は、以下の予防策を実践してください。

①会議の中止

対面による会議を避け、電話会議やテレビ会議などを利用してください。

②食堂の利用制限および禁止

人が多く集まる食堂の利用は、利用時間帯の時差制限や利用人数制限などを行い、人との接触を極力避けてください。そのような対応ができない場合は、原則利用を禁止してください。

③海外出張の規制

新型インフルエンザが発生した国・地域への出張は、禁止してください。

IV - ③ 咳エチケットの徹底

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけ、できるだけ1～2メートル以上離れてください。ティッシュなど

がない場合は、口を袖口でおさえて、極力飛沫しないように注意してください。

※詳しくは9ページを参照ください。

Ⅳ－④ 職場の清掃・消毒

人の手が頻繁に接触すると考えられるドアノブ、スイッチ、テーブルなどには、洗淨剤を使用して拭き取り清掃を行ってください。

①清掃を必要とする場所

机、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座など、人が頻繁に触れるところは重点的に清掃してください。



②消毒液の使用

清掃、消毒は市販の消毒剤（次亜鉛素酸ナトリウムや消毒用エタノール製剤）を用いて、最低1日1回は清掃してください。

③保護用具の着用

清掃者は、マスク（ゴーグル）、手袋などの保護用具を着用してください。清掃後、着脱した保護用具は、消毒、または廃棄するとともに、使用後は手洗いを忘れずに行ってください。

V

事業所内で 新型インフルエンザの疑いのある 患者が発生した場合の対応

社員の責任感が強く、無理して出社される場合があります。しかし新型インフルエンザの場合、感染者が無理に出社した場合、出社途中や職場内において、感染を広めることにつながります。このような職場の意識を変え、「疑わしい症状がある場合は家で自宅療養する」ことを職場全体に浸透させてください。この章では、万が一、事業所内で新型インフルエンザの疑いのある患者が発生した場合の対応を紹介します。発生を確認後すぐに最寄の保健所に連絡し、指示を受けて適切な行動をとっていただけるようお願いします。

V-① 発症者を確認後の行動マニュアル

1 発症者の隔離

発症者にウイルス遮断型のマスクを着用させ、他の従業員との接触を避けるために、会議室な

どに隔離してください。その際介護者は、マスク、ゴーグル、手袋などの保護具を着用してください。

2 保健所に電話連絡

保健所などに設置される予定の発熱相談センター（あるいは最寄の保健所）に電話連絡し、今後の治療方法（搬送先や搬送方法）についての指示を受けてください。感染拡大の状況により入院隔離か自宅療養か、治療方針が変化する可能性があります。発症者を確認するたびに保健所の指示を仰ぐことが望まれます。また救急車の台数不足により社用車や自家用車での搬送を指示された場合は、保護具を着用した介護者が、発症者にマスクを着けさせた上で行ってください。



3 職場の清掃

発症者が勤務していた職場の机周辺や触れた場所を消毒剤で拭き取ります。床についても有機物にくるまれたウイルスの除去を行うた

めに、拭き取り清掃を行ってください。その際にも清掃者は保護具を着用してください。

4 名簿の作成

発症者と接触したと思われる従業員をリストアップし、名簿化してください。新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測通り展開する

ものではなく、発生した後や流行時に冷静で的確な行動をとるために、必要な情報を適時入手しておくことが重要となります。

参考資料一覧

■国の新型インフルエンザ関連情報

- 厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.whlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>
- 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成19年10月改訂）
- 厚生労働省新型（インフルエンザ専門家会議）「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」について（平成19年3月26日）
- 労働者健康福祉機構（海外勤務健康管理センター）「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成19年5月18日改訂）

■新型インフルエンザに関して参考になる情報源

- 国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.niid.go.jp/niid/index.html>
- 国立感染症研究所の感染症情報センターのウェブサイト
<http://idsc.niid.go.jp/index-j.html>
- 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- 都道府県・保健所・市町村の情報
※各都道府県・保健所・市町村はウェブサイトを開設しており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されています。
- 特定非営利活動法人事業継続推進機構 <http://www.bcao.org/>

■世界の情報

- 世界保健機関（WHO）のウェブサイト
鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
新型インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/pandemic/en/>
- 他国のサイト（アメリカ） <http://www.pandemicflu.gov/>

■事業継続関連

- 中央防災会議（内閣府）「事業継続ガイドライン第一版―わが国企業の減災と災害対応の向上のために―」（平成17年8月）
- 経済産業省「事業継続計画策定ガイドライン（企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料）」（平成17年3月）
- 中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」（平成18年2月）
- 特定非営利活動法人事業継続推進機構「中小企業BCPステップアップ・ガイド」（平成19年12月）

おわりに

新型インフルエンザは、いつ起こるか誰にもわかりません。

大流行になったときどうなるのかも誰にもわかりません。

だからこそ来るべき深刻な被害の発生にそなえ、

職場で、または各家庭で、新型インフルエンザ対策について
事前に理解し、準備しておくことがなによりも重要になります。

企画・制作：本社総務部コンプライアンス委員会事務局
監修：資生堂統括産業医 堀口誠医師